

令和4年白浜町議会第2回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和4年6月17日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時57分開会した。

1. 開 議 令和4年6月17日 9時58分

1. 閉 議 令和4年6月17日 14時37分

1. 散 会 令和4年6月17日 14時37分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 長 野 莊 一 | 2番 | 堅 田 府 利 |
| 3番 | 溝 口 耕太郎 | 4番 | 正 木 秀 男 |
| 5番 | 廣 畑 敏 雄 | 6番 | 横 畑 真 治 |
| 7番 | 西 尾 智 朗 | 8番 | 水 上 久美子 |
| 9番 | 松 田 剛 治 | 10番 | 小 森 一 典 |
| 11番 | 黒 田 武 士 | 12番 | 辻 成 紀 |

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 濱 口 伊佐夫 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 井 澗 誠 | 副 町 長 | 愛 須 康 徳 |
| 教 育 長 | 豊 田 昭 裕 | | |
| 富田事務所長 | | | |
| 兼農林水産課長 | 古 守 繁 行 | 日置川事務所長 | 久 保 道 典 |
| 総 務 課 長 | 寺 脇 孝 男 | 税 務 課 長 | 中 尾 隆 邦 |
| 民 生 課 長 | 中 本 敏 也 | 住 民 保 健 課 長 | 泉 芳 明 |

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 生活環境課長 | 榎本 崇広 | 観光課長 | 新田 将史 |
| 建設課長 | 玉置 康仁 | 上下水道課長 | 清水 寿重 |
| 地域防災課長 | 木村 晋 | 消防長 | 濱田 孝 |
| 教育委員会 | | | |
| 教育次長 | 廣畑 康雄 | 総務課副課長 | 山口 和哉 |

1. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 選挙第7号 白浜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

1. 会議に付した事件

日程第1、日程第2

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和4年第2回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日の一般質問は4名を予定しています。

なお、本日で一般質問を終結したいと思いますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく願います。

本日は、暑いかと思しますので上着を脱いでいただいても結構かと思います。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順6番、3番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の質問は一問一答方式です。質問通告時間は60分です。

質問事項は、1つとして、農業関係団体に対する町の支援について、2つとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、3つとして、かわまちづくり支援制度についてであります。

初めに、農業関係団体に対する町の支援についての質問を許可します。

3番 溝口君（登壇）

○3 番

3番溝口でございます。通告に従いまして6月議会の一般質問を進めていきたいと思っております。

せんだつても小森議員もおっしゃっていましたが、今年の3月の選挙が終わってからの初めての本格的な議会であります。そして、今期、無事当選をさせていただきました4年間も、初心に帰って精一杯頑張っていきたいと、そういった思いであります。そして、気がつけば選挙のときに様々などころでもお話をさせていただきましたが、私が初当選をさせていただきましたのが合併時の平成18年でございます。気がつけばもう年号が変わって令和4年、16年が過ぎてまいりました。初当選のときは46歳で、しばらく私の後輩ができなかったわけですが、16年たって62歳、63歳になって、本当に年を取るの早いものだなと。ですから今までのこの16年間の経験を生かして何とか各地域の発展であるとか、また町の施策についての進言を発信してまいりたいと、そのように思っております。

それでは、質問に入っております。今回は議長からも紹介がございましたように3項目の質問であります。1項目につきまして、農業関係団体に対する町の支援についてであります。早速質問に入っております。

過去今まで農業問題につきましての質問を、私も過去16年のうちに数回、3回、4回と一般質問させていただきました。大体白浜町だけでなく日本の流れとして少子高齢化によつての、そしてまた第1次産業の担い手不足、これは白浜町だけではなくして日本全国の第1次産業の町全てでこういった現象であります。そういった中でも特に農業、私のところも米作でありますけども、1町2反ほど、ざっと3、600坪ほどの米を作っておるんです。そういった形で農業に従事している、言い方はどうかと思いますが、さがというんですか、自分の体が動いている間は何とか田地田畑を維持していきたいと、その思いで一生懸命やっておるんですけども、いかんせん昨日の質問にもあったように、第1次産業の収入増となる施策というのは見つからない。たまにはテレビ等で取り上げられて、世界を相手にいい品物を作ったらいい値段で売れると、そういった成功している方もいらっしゃるわけですが、他方、大方の農業に従事している方からしたらうらやましいという思いだけで、なかなか自分もそういった世界を相手に取り組んで品物を作ってどうこうしたいという、気持ちはあるんですけどなかなか追いついていかないというのが現状であります。その中でも少しでも地域の皆さん方と共に頑張っていきたいと思っております。

そして、質問でありますけども、現在でも町として様々な農業関係団体に対して補助金であるとか負担金を支出しております。一口にこういった形の支援策をしているのだというのはいろいろな項目があつて説明は難しいかとは思いますが、今特に白浜町として、こういっ

た分野について力を入れて支出をしているとか、こういった考えをして後押しをしているとか、そのような支援策があったら、今現在町として農業支援政策に重点的に取り組んでいる、そういったことを一番最初に聞きたいと思います。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。溝口議員から農業関係団体に対する町の支援についてご質問をいただきました。

我が国の農業を取り巻く環境は、就業人口の大幅な減少や高齢化の進行、農村地域の過疎化、農地の減少等により非常に厳しい現状にあります。その中で、土地改良区や水利組合などを中心とした地域の共同活動において、水路、農道等の地域資源の保全管理を行っていただいておりますが、その運営が困難となっており、この傾向は今後ますます強くなると思っております。

議員もご承知のとおり、農業は我が国の基幹産業の1つであり、その農業を育んできた農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。現在の農村地域を取り巻く厳しい状況を鑑み、国におきましても、農村環境を守るために、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などの制度が構築されています。また、当町におきましても、これらの国の制度の活用に加え、町独自の制度である農林畜産振興事業補助金や農林業生産基盤整備事業補助金などを創設し、土地改良区や水利組合をはじめとする地域の共同活動に対し様々な支援を行っております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

それでは、続いてまいりたいと思います。今町長のほうから総合的な取組の中で、特に今の答弁の中で力を入れておくというのが、今言いました多面的機能支払交付金であったりとか、また中山間地域等直接支払交付金で、少しでも地域の第1次産業に対して支えていきたいと、そういった形であります。聞いておりました今思い起こすのは多面的機能支払交付金、これの前身はたしか農地・水・環境の、あの当時は農水環とよく言っていたんですけども、私がこちらで平成19年か20年だったかなと思うんですけども、一般質問の中でこういった支援制度があると。農地1アールにつきまして幾らの補助金があると。しかしそれは地域を挙げて様々な農地の保全、水の環境、そしてまた環境保全と、そういった取組をしてはどうかと一般質問をした経緯経過がありました。当初は2地区だけの取組でスタートしたのでありますが、今は毎年の予算編成のときに一般会計予算書を拝見しましたら今では十七、八地区か、それぐらいの地域がこちらの多面的機能支払交付金の制度を使っております。

今の町長からの答弁の中にありましたように、私も先ほど言いましたけど、少子高齢化において担い手不足があり、地域そのものの人口の減少もある。ですからこういった地域全体で取り組んでいって初めて補助金がもらえると、こういった多面的機能支払交付金についても、ここ一年、二年は何とか維持できるかなとは思っておりますが、私は今回の3月の選

挙の際にも五年、十年とたてば地域そのものを継続することができなくなるような地域が必ず出てくるであろうと思うと。ですから町として再編であったりとか、その時の手助けになる案を今からやはり考えなくてはいけないのではないかと、議員もそれに向かって日々研鑽をして、それぞれの地域の実情を把握しておかなければならないのではないかと、そのようなことを今回の選挙の際にも多くの住民の方に発信をさせていただきました。

そういった制度を続けていきたいのに維持できない地域も今後発生してくると思うんです。それについて、町として各地区自治会、三十か五十か知りませんが、正確な数字は不勉強で申し訳ないんですが、町としてそれぞれの地域の人口動態であるとか、大まかには町の人口はこうで10年前から減っていると、分かりますけども、それぞれの各自治会、区、町内会の人口がどういうふうになっているかというのは、町としてそれぞれ把握しておくべきではないのかなと思うんですけども、将来的な見通しはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長

○番 外（農林水産課長）

まさにその多面的機能支払交付金というのは、やはり地域において人間関係が少し疎遠になってきて、地域の連携が保てないというふうな地域が増えてきていると。そして、その中で、こういった共同活動する者がどんどん減っていつている。それであつたらこれだけ国からお金を出しますので、共同活動をして農村の持つ多面的な要素をまた復活させていこうというふうな目的でできたということでございます。

当然農業者だけではなしに、地域の方々が入って初めて農村環境を整えていくという面でもできた交付金でございますので、そういう面からも、私どもも、今は17組織あるんですけど、17組織を毎年確認させていただいて、地域の状況も見ておりますし、あとは各町内会とか区からの要望というものもございますから、そういったものも見極めながら、現在取り組んでいるところでございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

今回の農業関係団体に関する質問の中で、後から言っていきますけど、農業を維持するには一番に水が必要になってくると。その必要な水の管理をするのも各区でやったりとか水利組合を結成したりとか、また土地改良区であったりとかですけども、それぞれのところの人口減少によって維持ができなくなるおそれがある。維持ができなくなるおそれがあるということは、その地域での農業を、米作ですけども、米作りについても多大な支障というか、継続することが難しくなってくる事案があるのではないのかなと、そのような内容であります。そういったことをこの後聞いてまいっていきたいと思います。

そして、私は今言いましたけれども、そうした様々な農業施策の中で具体的なことを1つ質問してまいりたいと思います。

今私が申し上げましたように、農業をしていくには農業用水が必要になってまいります。そして、今言いましたように、特に稲作には絶対的であります。ですから米作りにおいて田んぼがきれいに整地されて維持ができていようとも、稲作には水がなければ絶対できない。農業用水を維持するには、それぞれの地域の中で、課長もおっしゃいましたように、それぞ

れの地域の中で水利組合を結成したり、そしてまた区自体で水の管理をしたりと、そのような形で水の管理をしている状況であります。その状況の中で、課長が17組織ぐらいかなと今おっしゃいましたけども、それぞれの各区でやっている場合もあれば水利組合を結成している。そしてまた、いろいろ広域的に土地改良区のような形を結成している地域もある。その数を総じて町としてそれぞれの水利組合であったり土地改良区であったりとか、その実情とか実態を把握しているのかどうか、そこら辺の基本的なことを聞きたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長

○番 外（農林水産課長）

先ほど私が17件と申し上げたのは、多面的の共同活動の組織でございまして、また水利組合とは違うんです。

その実態でございしますが、確かに農業用水の管理につきましては、大井堰とか血深井、日置川の土地のような土地改良区、こういった土地改良法を根拠とするもの、それから各地区において任意に設立されている水利組合、さらには区などそれぞれの地域の実情により様々な形態がございまして。

町の昨年度の実績で申し上げますと、白浜地域で7団体、これは富田地域も含めます。旧の白浜町地域で7団体、それから日置川地域で10団体、合計でこれも17という数字になるんですが、17団体に町から揚水ポンプの電気代等の補助をしてございます。ただ、町全体でどのぐらいの数ということになってまいりましたら、実は私が住んでいる東富田地区でも、これ以外にももう1つ農業用水を管理している団体がございまして、それから以前には何らかの管理団体が存在していましたが、近年過疎化が進んでしまって自然消滅というふうな地区もあるかということでございますので、実際の数がどのぐらいあるかというのは、実情として把握はできてございません。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

大方はつかんでいるが詳細についてはというような話でありますけども、ここは各地区さんとの付き合いも、農林水産課としたら日々そういった課題があるわけですから、実態数であるとか実情の把握は常時つかんでおくと、そういった形が必要かと思っております。

それでは、先に進んでまいりますけども、今課長のほうから様々な支援があるといった答弁がありました。そしたらそういった支援の実績を、決算書を見てあとは自分で勉強をすれば把握もできるのではなかろうかなとは思っておりますけども、この際こちらの一般質問の場で教えていただきたいと思うわけでありまして。支援の実績として、昨年度でも結構ですし、今年度の予定の金額でもありますけども、どのぐらいの金額を支援しているのか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長

○番 外（農林水産課長）

様々な支援を行っております、まず修繕事業に対する支援についてお答えします。

修繕事業に対する支援につきまして、多種多様にわたりますので、昨年、令和3年度の実績で申し上げますと、農林業生産基盤整備事業補助金としまして、農林業関係団体が行う、

これは農林業の生産基盤整備事業に要する経費の補助でございまして、こちらの50%を上限に補助金を交付するものでございまして、17件、336万8,000円を交付してございます。また、農業基盤整備事業としまして、町が農業用施設の補修や改修事業を行い、必要に応じて負担金を頂いております。令和3年度に負担金を頂きましたのは、大古の揚水機場制御盤の機器更新工事のみでございまして、これは工事費500万600円のうち、国県補助金で300万円、地元負担金が50万円いただきました。残りの差引150万600円というのを町が負担するというふうな格好でございました。

それからそのほかにもロケ谷揚水機場補修工事や大井堰補修工事などの6つの工事を町が行っているんですが、こちらのほうは災害とかそういったものが理由でございまして、地元の負担金は頂いておりません。

それから先ほどポンプのお話をさせていただいたんですけど、農業用のポンプの電気代等でございますが、こちらのほうにつきましても年間で300万円近くのお金を出しているというふうな格好でございます。

以上です。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

今現在様々な補助メニューをしておると。しかし地域の実情が変わっていけば地域負担が過重になり、もう少しそういった補助金額をアップできないかとか、そういった問題が必ずや発生してくるのではないかなと、そのように思うわけであります。

次に、これは今回の3月の選挙前にある農業関係者の方から話がありまして、その話というのは、農業用水路を地域において修繕をするのであるが、その農業用水路には生活排水も流れ込んできていると、そのような話でありました。私の地区では圃場整備事業が終わっておりまして、農業用水路と生活排水路は100%分離ができとるんですけども、その方の地域も一部ほとんど圃場整備が終わっておるのであります。一部区間、農業用水路にそれぞれの民家の生活排水も流れ込んでいると。修繕の計画があるそうでもありますけども、町からも補助金があります。そして、その足りない分を地元団体が負担をすると。その方がおっしゃるには、個人的にですけどもというような前置きで、農業用水路に生活排水を出しているその民家の方からも負担してもらってもええのちゃうかなと、聞いていけばなるほどそうかなと思うわけであります。

私は農業をやっている人間からして、農業用水路に昔はそうだったのかなとは思いますが、農業用水路に生活排水が入っていつていると。そのような地区がまだあったのやなど、不勉強だったんですけども改めて思ったわけであります。そこら辺は町として、農業の実態を、農林水産課としてはそこら辺は把握ができているのかどうか。どうですか。

○議 長
番外 農林水産課長

○番 外（農林水産課長）

以前は農村地帯というふうなことでございまして、最近ではそこに家が建ったりとか、いろんなことがございまして、生活様式が変わってきたり混住化というふうなことで、これにつきましては恐らく全町的にどこの地区でも全く農業用配水に生活排水が流れ込んでいない

というのは、なかなか難しいのではないかとこのように思っております。

ただおっしゃるように、圃場整備をしたとか特段そういった用水路、排水路の区別をするような工事をしていると、そういった場合は別でございますが、ほかの地区についてはどこもやはりそのような状態になっているのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

ここでちょっと町の見解を聞きたいのでありますが、農業用水路の管轄、これはもう当然農林水産課が担当になるかと思うんですけども、生活排水となりましたら建設課が担当課になると思うんです。こういった農業用水路としての役割が主のところは生活排水も流れていると、これは一体どっちの管轄になるのかなど。生活排水の役割も兼ねているし、多分主は農業用水路だと私は思うんですけども、こういった場合についての町の見解というのはどんなものですか。ちょっと教えてください。

○議 長
番外 農林水産課長

○番 外（農林水産課長）

その辺非常に難しい部分がございます。例えば生活排水といいますと、その排水の中身、これがどうなってくるかとか、その辺になってきたら生活環境課ということが出てくるわけなんですけど、通常の例えば浄化槽から出てくる排水、こういったものが農業用排水に流れ込んでくると、これは普通の一般的な形だと思います。そのような場合、基本的には農道に沿っているもの、田んぼに沿っているもの、こういったものについては当然農業用排水路ということになりますし、一般の町道に沿っているようなもの、これについては建設課所管のものになります。それから県道に沿っているものになったら県が所管しているというふうなこともございますので、基本はやはりそこにその水路に隣接している施設が何であるか、それによってそれぞれの所管が変わってくるものであるのかなというふうに私は考えてございます。

以上です。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

分かりました。そうであろうかと思って、私が今冒頭で言ったように、その水路を使う目的の主がどうであるかということによって、例えば町道に面していてもこれはやはり水路やなというような位置づけにもなるだろうし、そうなったときには、課長も答弁で言うたように、これは建設課が持つものかどうか、非常にややこしいと。

ですからこの方のおっしゃるには、個人的な考えですけどもということで、地元負担金をその農地を持っている水利組合に加盟している人だけで負担するのはどうもという。どうしてもそれが農業用水路が主のところは後で家が建ち、きれいな水ではあるけれども浄化槽からの生活排水が流れ込むと。その方は負担はゼロであると。これは個人的にどうかと、そういうような形をおっしゃっていたので、今回、町のこれから地域もそれぞれで人口減少

が起こってきます。人口が減ってくるということは、それぞれの地域負担の1人ずつの負担率が上がるということで、それは補助率も上げなければその地域の個人の負担率がどんどん上がってくるということです。その方のおっしゃるには、そういった非農家の方からもお金は頂くというか、負担をすべきではないのかなと思うのですが、もしそれを採用したら、各地区の中での様々な取決めも行わなければならないので、それは行政の範囲外の話も発生してくるであろうと。ですから、大変難しい話で一朝一夕にこの場でどんな考え方でそういった当該地区と話をしますかということの答弁は結構ですが、感情的なとか現実的にそういう実態であるということも町も把握しておくべきであると思います。

それで、今課長からありましたように、農業用水路の修繕工事を水利組合とか区とかで行った場合、町の補助金があるというのは分かっておりますけども、今現在どのような割合であるんですか。それも教えてください。

○議 長
番外 農林水産課長

○番 外（農林水産課長）

こちらのほうは町が工事費の50%を補助しまして、地元に残りの50%を負担していただいている、このような制度でございます。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

私も以前お世話したこともありますけど、そういった形でしているということでもあります。

そして、今、私も言いましたように、農家の方が生活排水も流しているのやからそっちの非農家の方々からも負担も考えてもというような形もおっしゃってございましたけども、それをしたらまたいろいろな問題が発生するかとは思っておりますが、そのようにならないように、町としてもうちよつと補助率を上げようかと、そのような考え方はないのか。どうですか、そこら辺を教えてください。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず補助率を上げるというお話でございますけれども、過去におきまして、かつては農村の農業用水路やため池の水というのは子供たちが安心して遊ぶことができるほど美しく澄んでおりました。農業用水以外としても様々な用水として利用されてきました。しかし、昭和30年代からの高度経済成長を契機に農村地域における混住化及び生活の高度化、多様化の進展に伴いまして、家庭からの生活雑排水量の増加とともに農業用水の水質汚濁が進行し、全国的には農作物の生育障害、あるいは農業用排水施設の機能低下など、農業生産に悪影響を及ぼすとともに、集落内の水路における汚水の滞留、悪臭、蚊やハエの発生源となるなど生活環境にも多大なる支障をきたすような例も見られます。様々な課題が出てきております。

全国的には、非農家であればその家も負担金を出すというような事例は見受けられますけれども、あくまでもその地域の皆様の考え方となりますので、当町の現状を見ますと、生活排水が生活環境に悪影響を及ぼしているような例というのはありませんので、農業用排水路に生活排水が流れ込んでいるということを理由に補助率を上げるというようなことは現時点

では考えてございません。

しかし、申しあげましたように、高齢化の進行、農村地域の過疎化、農地の減少等によりまして、土地改良区や水利組合などを中心とした地域の共同活動を継続することが非常に厳しいということは、私も十分認識しております。そこで、少しでも支援を充実させるという観点から、今年度からでございますが、過疎地域等で町が行う国庫補助などを活用した多額の費用を要する土地改良事業における地元負担割合、これをこれまでの半分に引き下げました。そして、農業用揚水事業における補助額の上限を30万円から40万円に引き上げたところでございます。

以上のような見直しをしております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

今の町長の答弁では、過疎地域等で補助率を今年度から上げたということですが、私の考えとしたらやはり過疎地域等で町が行う事業のみ地元負担金を引き下げたということですが、これは農業集落を取り巻く課題は、過疎と言われるところであっても今農業をやっている旧白浜町の富田平野であろうとも、全町的な課題であると思うわけであります。何も過疎地域のところだから維持するのが大変やから今年度から10万円であっても補助率を引き上げたんですよと。しかしこれはやはり全町的な課題であるので、できるだけ早く統一すべきではないかと思うわけでありますけども、そういった点につきまして町の考え方はどうなんでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今回見直しました町が行う土地改良事業における地元負担割合の引下げは、過疎地域と辺地地域に限るものでございますが、富田川流域の各集落におきましても今後ますます地元でご負担いただく方々が減少していくことが予想されます。先ほどありました農林業生産基盤整備事業補助金の補助率引上げによりまして、より多額の費用をご負担いただくことになる国庫補助事業の際の地元負担金の引下げを、将来的に全町的なものにして、地元の方々の負担軽減につなげたいと考えております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

今の町長の答弁で、将来的に全町的に統一をしていきたいと、そのような考えであるということですが、言葉どおりに受け止めましたら、将来的にといいましたら、これはもう2年先になるのか、3年先かなと、そこら辺のところのめどを、何年ぐらいが目標で考えているというような形を聞きたいのでありますが、そうになりましたら、若干とはいえ財源的なことも発生するであろうとは思いますが、ですから言葉での将来的にはなしに、必ずこれは全町的に統一をすると、あくまで今この場ではめどをお聞きはしませんけども、そこら辺の思い、考えを、将来的には必ず統一すると。私はあくまでめどは2年後ですか、来年からですか、3年後ですかと、そのような答弁を聞きたいわけですが、そこまでは申し

ませんけども、いま一度必ず統一しますと、言葉の発信をしていただきたいと思いますと思うんですけども、どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

町財政が大変誠に厳しい折ではございますが、直ちにとすることはなかなか難しいと思います。ただ、今議員からご提言いただきましたように、いずれ近い将来といいますか、必ずやそういったことが実現できるように、庁内で検討を深めまして、地域の皆様方の支援となるよう、努めてまいりますので、議員にも引き続きご協力のほどご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

そういった形でできるだけというか、早急にやはりこういったことが広く発信をされますと、こちらの旧白浜町側から、それだったらなぜ向こうだけ10万円上げてうちのところは一緒など、必ずそのような話が起ってまいりますので、将来的ということでもありますけども、本当に近い将来的にとという考えを持っていただいて取り組んでもらいたいと、そのようなことを申し上げまして、1項目の質問については終わりたいと思います。

○議 長

農業関係団体に対する町の支援についての質問が終わりました。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての質問を許可します。

3番 溝口君

○3 番

それでは、2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、本当に大変に長たらしいネーミングの質問の題目なんですけども、これは私の知り合いの方が内閣府の地方創生推進事務局から、その方がどこから入手されたのか知りませんが、「溝口君、これをちょっと読んで勉強したらどうな」と、必ず白浜町でも今回のこの臨時交付金についての推進事業について、これから議会の中で発信されると思いますから、どういう仕組みかというのを少し勉強したらどうなというので、内閣府地方創生推進事務局に、今私が読み上げたとおりの文言になっております。

そこで、この新型コロナウイルスの感染が始まってからもう既に2年以上が過ぎました。重症度の感染割合とか入院患者の実数は本当に少なくなってまいりました。一昨年、1年半前を思いましたら、一たび感染したらえらいことになるなど、地方の入院率というんですか、病床率も上がりあと残りが少しになって、これからまだ拡大したらどうなるのかなど、そんなふうに思っていたんですけど、今現在においてははかかなり収束はしてきておりますが、全ては終息をしていないと、このような状態になっております。

この間に国においては経済対策として様々な支援策を実施してきました。また市町村においても規模は小さいけれども、それぞれ市町村なりに経済対策を実施してきたと。

今回、国において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を支給するという事で、今回のこの分です。この内閣府の資料によりますと、第1回提出期限が令和4年5

月9日、もうこれは過ぎております。そして、第2回提出期限が令和4年7月29日の2回が設定されておると、ここにあるわけでありまして。それにのっとって、白浜町でも、せんだって聞きましたら、課内でどういった形で事業をするかという課長会議を今実施しているところであると、そんなこともお聞きしました。多分今回のこの議会で補正というか、追加案件として上がってくるのかなど、そのように思うわけでありまして、白浜町として、どちらに申込みをするかというか、この5月9日は過ぎて、我々議会にも報告がないのでありますから、当然第2回の7月29日提出期限の分であろうかと思うんですけども、そこら辺を簡単に説明してもらえたらと思うんですけども、どうですか。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま溝口議員より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてご質問いただきました。ご指摘いただきましたとおり、令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画書の提出期限は、第1回目が5月9日、第2回目は7月29日となっております。このうち、第1回目の提出につきましては任意とされておりまして、令和3年度からの繰越分を用いて早期に実施する事業が申請の対象となっておりますが、白浜町におきましては当初予算で臨時交付金を財源とする事業が予定されていなかったため、申請は行ってございません。

7月29日期日の第2回提出期日に関しましては、基本的に全ての地方公共団体が申請対象となりますので、令和4年度事業に対する臨時交付金の実施計画書を提出する予定としてございます。実施計画書の提出後につきましては交付申請を行いまして、年度末の実績報告によって交付額が確定されますが、追加交付が判明した場合は、必要に応じて実施計画の変更、変更交付申請の手続を行うものでございます。

以上でございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

今まさに総務課長が答弁されたとおりにかと思うわけでありまして。

それで私らにはまだ発表はされてないのでありますが、もし支障がなければ、今回のこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、我が白浜町には総額どれぐらいの臨時交付金が支給されるのかなど。そしてまた、併せて、この臨時交付金の算定方法は、多分人口比率であるとか、そこの町の財政的な力もひょっとしたら内閣府としたら考えて数値化して算出するのかなと思うんですけども、正確なことは私も不勉強で把握をしておりませんので、この際併せてこの2つについて教えてもらえたらと思うんですけど、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額につきましては、現時点におきまして通知されている臨時交付金の交付限度額は令和3年度からの繰越分1億4,102万

3, 000円、それから令和4年度分として通知された1億995万円、この合計2億5,097万3,000円となっております。

また、交付限度額につきましては、先ほど溝口議員のほうからございましたように、人口や人口規模に応じた乗率、また財政力指数による係数などにより算定された金額が国のほうから町に示されるものとなっております。

以上です。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

今金額も聞きました。算定方法も聞きました。それにのっかって、どういった事業をするかというのをせんだってから庁内の中で検討されていると思うのであります。

当然国からの支給のお金ですから、好き勝手に使うと、そういうような形は大変難しいのかなと。新聞とかテレビのマスコミに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でこんなものを建てましたけど、これは新型コロナウイルスとかそういった経済対策になるんですかと、そのようなちんぷんかんぷんな構造物であったり、何か建設をして、テレビ等で取り上げられていた、そうしたニュースも見たわけでありまして。

そういった中で、この臨時交付金での留意点というんですか、その点を今回白浜町としてどのような点を留意点として考えて、今まで検討をされてきたのか、そこら辺の基本的な考え方について教えてもらいたいと思いますけれども、どうですか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいまの質問にございました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用の留意点につきましては、用地費などの対象外経費を含まないことなど一般的なものもございまして、国の経済対策に即した事業とすることなど、臨時交付金特有のものもございまして。

特に令和4年度の国の予備費を財源とする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、原油等の高騰に対する経済対策との意味合いから、原油や物価高騰対策事業に関連した事業を求められているところでございまして。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

そういうふうな様々な総務課長の答弁をしていただいた点を加味して、後で追加議案としての説明がなされるのであろうかなと。ですからその分を十分頭の中に入れて、議員懇談会、全員協議会ですか、また質問をしたいと思うわけでありまして。

細かいどういった形の事業を考えているのかというのは、それはこれから当局から提案をされますので、今この場では聞きませんが、基本的なことをもうあと一、二点聞きたいと思っております。

少し聞いたんですが、この臨時交付金が新型コロナウイルス感染症の対応として取り組まれる必要な事業であれば、割合自由度が高く活用できるものと聞いております。しかし当然、その事業に対する説明責任も、いくら自由にある程度幅広く使えるとしても、町として行政

として、こういう理由でこの事業に今回の交付金を使いましたと、そういった形で説明責任も要ってくるかと思うわけであります。町としてそういう観点にのっとして、後で多分我々に示されるであろう事業を考えたのであるのか、そこら辺をもう一度基本的な考えはどうですか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の経済対策に基づいて実施する地方公共団体の事業に対して交付されるもので、地方公共団体にあっては地域の実情に応じてきめ細やかに効率的、効果的で必要な事業が実施できるものとなっております。

あくまで国の経済対策に則した事業の範疇となりますが、地域の実情に応じた活用方法が認められております。ただし、議員のほうからご指摘いただきましたとおり、事業の説明責任がございまして、事業の内容については慎重に検討を重ねてございます。

以上です。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

この項では最後の質問になるかと思うんですが、私はこの原稿も書きながらふと思ったんですけども、これはあくまで単年度の事業に対する臨時交付金だなど。当然といえば当然なんですけども。ですから単年度で来年もまだこういった臨時交付金が必要であるというような事態になったら、まだまだ新型コロナウイルスがまん延しているということであるから、これはこれで大変です。これはあくまでも今年度の単年度で行政として説明責任を伴って、こういった事業をやって経済対策としてうちのところの町はやったんですよ、どこそこはやったんですよと、その説明責任をはっきりとしなければというようなくだりがつけば、しかも単年度であるとなったら、よくあるのは生活支援、困窮の幾らまでの分の方に支援であるとか、商工会でありましたけども、商品券の販売であったりとか、ある程度限られてくるというたら限られてくるから、あくまで単年度で、しかも割と経済対策としての説明責任がそれぞれの市町の住民に対して説明もしなければならぬと。となったら、使い道も事業も絞られてくると考えられるから、これはちょっとありがたいのはありがたいけども、どうかなと思うわけであります。

それはそれで致し方ない。これは国の制度でありますから、それにのっとして各市町村は考えていかなければならないわけであります。だから、かえってその中で単年度であっても経済的とかやはり私は住民の方が納得というか、こういう形でこうかというような、一人でも多くの町民の方に納得していただけるように、打ち立てた事業についての説明責任、それはやはり町長のほうから発信をしていただきたいと、力強く発信をしていただきたい。そのように要望申し上げまして、2点目の新型コロナウイルスについての質問は終わりたいと思います。

○議 長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての質問が終わりました。

次に、かわまちづくり支援制度についての質問を許可します。

3番 溝口君

○3 番

それでは、最後の3番目の項であります。このかわまちづくり支援制度、私はこういった制度を初めて聞きました。これは私が考えた質問の項のネーミングではございません。後でも言いますが、これは国土交通省が所管の補助事業というか、そういったメニューで、こんな制度の名前であります。これは町のほうにも資料がありますかと言ったらありますということだったんですけども、このように「かわまちづくり支援制度」という形で国土交通省が発しておるわけであります。

ここで、こういった支援制度があったということにつきまして、町も知っていたのかどうか、まずその点をお聞きしたいと思うんですけど、どうですか。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま溝口議員から、かわまちづくり支援制度についてのご質問をいただきました。

この支援制度があるということは存じ上げておりましたが、詳しい内容というところは、まだ勉強できていなかったところもございしますが、制度があるということは存じ上げておりました。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

ちょっとこの資料を私も見てましたら、既に採用して事業が終わっている市町であるとか、後で聞きますけども、申請中であるとかそういった市町もあるというように聞いております。

ここで、これについては、それでは和歌山県でこのかわまちづくり支援制度を採用しているか、利用をした市町村はあるのかどうか。この点について教えてください。どうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

この和歌山県内では、新宮市が熊野川で、そして橋本市が紀ノ川において、これはもう事業が完了しておるというように聞いてございます。そしてまた、御坊市で日高川、和歌山市で市堀川というところについては、現在登録に向けて取り組んでいらっしゃるということを知っています。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

ですから、今取り組んでいるところが御坊市と和歌山市であると。それでこの資料を見ましたら、かわまちづくり支援制度の視点として、5項目が挙げられております。1番として、「かわ」を活用した観光利用を促進する。2に水辺に親しむ拠点形成を形成する。3、流域のネットワーク利用を促進する。4、周辺拠点施設と一体となった水辺利用を促進する。5と

して福祉利用の拠点を形成する。

このような形の視点が挙げられております。その中で既に終わっているところ、今まさに申請をしているところ、これはやはり町として、国土交通省からの補助メニューでありますから、どれぐらいの規模の補助金が出るのか、最低どれぐらいの規模の事業を申請しなければならないのか、そこら辺のところ私は詳細までは分かっておりませんが、やはりこれは担当課として町として調べるべきではないのかなと思うんですけども、どうですか。必要があると思うんですけども、どうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま溝口議員がおっしゃいますように、このかわまちづくり支援制度というもの、これは、川とそれにつながる町を活性化するため、地域の景観、歴史、文化、そしてまた観光基盤などといった様々なものを生かして市町村が取り組むような、また民間の方々の協力も得ながら取り組むべき支援制度であるというふうに認識してございます。

それによって、町が活性化していただければと、してくれればと思いますので、これも調査していきたいというふうに思います。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

ずっと今課長が答弁したように、私もそう考えております。この原稿を書いているときに、こうした視点であるとかほかの市町の実績であるとか、この資料を読みながら原稿を書いていたら、これは白浜町対象の河川としては二級河川、以前は一級河川しかあかんかなと思っていたんですけども、よくよくこの資料を拝見していましたら、二級河川も適用になると。そうなりましたら、白浜町の適用となるべき二級河川としては、やはり富田川地域でしたら富田川と、あと日置川地域の日置川のこの2つの二級河川が、これの支援制度をもしやるとなれば、これが適用河川かなと思うわけでありませう。

そして、私が今1番から5番を申し上げたような、こうした視点を考えてみた場合、富田川でも可能性はあるのはあるんですけども、富田川は私の保呂のところから下流までの5キロもない3キロから4キロの間の河川敷を利用しての開発というか、利用をできないことはないと思うけどちょっと難しいかなと。それよりもふっと考えたら、日置川、例えば向平のキャンプ場、あの付近の分をこの制度にうまく乗っかることができれば、何かより整備ができて、この視点にあるように、観光利用を促進するであるとか、水辺に親しむ拠点をつくるとか、それにぴったりと当てはまってくるわけですね。

ですからこの点について、建設課が窓口の課ではありますが、日置川の地域開発、そういった何でしたら当然日置川事務所が窓口になる。可能性は低いとしても、やはり富田川でもしやるとなれば農林水産課になるか、それか総務課の企画政策係ですか、申請窓口は建設課になるわけですけども、そういった中でやはり各課で日置川事務所の方もこちらの資料を拝読して、私は生かせると思うんです。既に御坊市も今挙げている、和歌山市も挙げている、終わっているところも和歌山県内でもあるわけですから、この資料を精査して、やはりどれぐらいの規模が必要であるかどうかというのを考えていろいろ聞いていましたら、これは補

助メニューで国にお願いじゃなくして地域が盛り上がり、地域でこれぐらいの取組をするから行政として一体となって、国土交通省のほうに、こういった事業を考えていると、この事業を採用してくださいというような形であるというふうに聞いているんです。それぞれの課でこういう資料に目を通して、実現可能性、それは調べるべきではないのかなと思うんですけれどもどうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 久保君

○番 外（日置川事務所長）

溝口議員から今回ご提案していただきましたかわまちづくり支援制度は、日置川地域における観光PR内容にも合う大変魅力ある視点であると考えますので、先ほど議員がご提案していただきました向平キャンプ場も含め、今後の日置川流域の発展に生かされるよう、まずは日置川流域の良好な空間形成につながる取組や整備の在り方等に関して、日置川区長会や日置川流域の住民の皆様がどのような考えを持っているのかを研究して、これからそれに対して取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

残り3分半になってきました。

日置川事務所だけじゃなくて、やはり富田川流域の河川敷を使った、今言った視点にのって何かできることがあれば、それも研究すべきであると思います。こちらは総務課になるのか農林水産課になるのか分かりませんが、国交省のこういった補助メニューがあるんですよということであるから、それを精査すべきであると思うわけであります。

最後に、国の各省庁にはいろいろな支援制度があります。各省庁から情報として直接国からファクスが届いたり、県経由でそれぞれの課に入ったりとかがあろうかと思うんですが、そういった国だったら国の様々な支援制度が日々運用も変わってきます。先ほど最初の1番の農林水産課のところでは言いましたが、最初は農水環と、農地・水・環境だったけど、名前が変わって多面的となってまだずっと農林水産省は継続してます。そういった形で国として支援制度がこういうのがあるというのを、町として情報のアンテナを敏感にして、それぞれの市町は口を開けば財源がと言うわけでありますから、少しでも有利な支援制度があるというのをつかむ、そういった努力もすべきだと思うんです。そこら辺について、最後、時間も1分でありますけども、町の取り組む姿勢、考えを聞きたいと思うんですけれども、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員より、1つの例としまして、かわまちづくり支援制度についてご紹介とご提案をいただきました。

ご指摘のように、国の各省庁には様々な支援制度があります。各課においても、地域要望や住民の方々からご相談いただいた案件につきまして、何か支援制度がないか、その都度調査を行っていますが、なかなか見落とししていたり気づいていないものもあるかとは思っています。

私も国、県、市町村の皆さんと色々な懇談の場もございますので、今回ご質問いただいた件だけではなく、様々な事業において活用できる支援制度等を検索して、白浜町の活性化につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

残りは45秒となっております。そういうような、町長に最後におっしゃっていただいたように、やはり各市町は今現在本当に日本全国で財政難と、口を開けば財政難ということですから、それぞれの県の補助メニュー、中央省庁の補助メニュー、これをアンテナを敏にして、そういった情報をつかむことに日頃から頑張っていたいただきたい。そのようなことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

かわまちづくり支援制度についての質問が終わりました。

以上をもって、溝口君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10時59分 再開 11時09分)

○議 長

再開いたします。

通告順7番、11番 黒田君の一般質問を許可します。

黒田君の一般質問は分割方式です。通告質問時間は50分です。

質問事項は、1つとして、子育て支援の充実・学校給食の給食費無償化について、2つとして、子育て支援の充実・子ども医療費助成制度の拡充についてであります。

初めに、子育て支援の充実・学校給食の給食費無償化についての質問を許可します。

11番 黒田君（登壇）

○11 番

11番黒田です。マスクを外させていただきます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をいたします。

去る2022年3月20日の白浜町議会議員選挙において町民の皆様よりご支持をいただき、本日この壇上に立つことができしております。後援会活動の期間、選挙期間、当選させていただきまして、今日までの期間、白浜地区や富田地区、日置地区を自分の足で回り、各地域の様々な年代層の町民の皆様と対話をし、たくさんのお声を預かってまいりました。その声を届ける、私が議員になればこの言葉を大切に、実行しよう、そういう思いを持って本日まで活動してまいりました。今後も町民の皆様からお預かりする地域や各年代の声をいつまでも大切に、行政や町議会へ届けてまいりたいと考えております。また、白浜町が少しでもよい町になるようそのお手伝いをしたい、そういった思いで議員に立候補しております。私にはまだ知識や行政経験などは全くありませんが、しっかりと町の発展のために邁進していきたいと考えております。先輩議員の皆様、当局の皆様、これからもご指導ご鞭撻をいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速ですが、質問のほうに入っていきたいと思っております。

子育て支援の充実、学校給食の給食費無償化について、分割方式でさせていただきます。

「第二次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」11ページに記載のある、Ⅲ具体的施策と重要業績評価指標（KPI）の中に、基本目標3として、若者がまちにとどまり、戻ってこられる環境づくりがあります。その中の「5. 定住促進」と基本目標4安心して子どもを産み育てられる環境づくりの「7. 結婚から妊娠・出産・子育ての一貫した支援の充実（3）子育て支援の充実について」質問します。

2006年白浜町と日置川町の合併当時、人口は約2万4,000人ございました。そこから毎年少しずつですが人口が減少傾向にあり、2021年には約2万人となっております。特にゼロ歳から14歳までの年代別人口は、平成2年時に4,250人だったのが、平成27年には2,272人と、25年間で約2,000人減少しております。少子化が進む中、近隣の市町村の人口が増加している上富田町と比べると、白浜町は沿岸部に面した地形で津波のリスクのある町であります。平野部が少なく、町内に高校もありません。子育て世代の方の他の市町村への流出を少しでも防ぎ、白浜町へ定住していただくためにも、子育て支援を手厚くし、子育て世代から「白浜町で子育てがしたい」、そう思ってもらえる白浜町になっていけばと考えております。

質問の1として、給食費の無償化による教職員の負担軽減について、当局にお伺いします。

令和4年5月1日現在、町内には小学生807名、これは町内の9小学校であります。中学生444名、町内の4中学校の生徒数であります。全ての小中学校で給食が提供されており、子育て世代にとってはとてもありがたい存在であると考えております。

そこで、給食費について町内の小中学校にご協力をいただき、調査をしてまいりました。学校ごとに違いはございますが、児童・生徒1人当たり年間で約5万円から7万円の給食費の負担があるとのことでした。全国的には、子育て支援の一環として給食費の負担軽減に取り組む自治体もあります。平成29年時点で全国1,740ある自治体のうち76の自治体、全体の4.4%が小中学校給食費無償化を実施しております。小学校のみ実施している自治体が4自治体、全体の0.2%、中学校のみ実施されている自治体は2自治体で0.1%でした。同じ西牟婁郡内でも、すさみ町は給食費の無償化を実施されており、近隣ではみなべ町は第3子以降という条件がありますが、無償化になっています。

町内の子育てをされている保護者の皆様からも、「令和2年7月から12月まで給食費を補助してもらえたから助かった」との声を多く町で聞きます。給食費無償化は各子育て世代への金銭的負担の軽減だけではなく、教職員の方の給食費の回収や振込などの事務手続を軽減することにもつながり、文部科学省が力を入れている教職員の負担軽減にも微力ではありますが効果があると考えられます。教職員の負担が軽減すると生徒と接する時間の創出にもつながり、職員の本来の業務に割く時間が増えると思えます。当局の答弁を求めます。

質問の②としまして、給食費の無償化による家庭へのメリットについてお伺いいたします。

給食費が無償化されることにより、家庭の負担が軽くなれば、学習塾やスポーツなどの習い事を増やすこともできます。勉強やスポーツをする機会が増えることで学力の向上や健康の増進にもつながるのではないかと私は考えます。物価高の影響で、保護者の経済的な負担が増えているほか、少子化が加速し、子育て世帯への支援策が急務となっています。そして、何より冒頭にもお伝えしました「白浜町は子育て支援が手厚い町」、そう思っただくことにより、子育て世代の他市町村への流出の抑止にもつながると、私は考えますが、当局の答弁を求めます。

質問の③としまして、学校給食費の無償化、または給食費の減額の実現に向けてお伺いいたします。

給食費の無償化に向けては多額の費用、年間平均6万円とし、1,251名の児童数を掛けると約7,500万円ほど予算がかかります。ですが、近隣市町と差別化を図り、他の市町より白浜町は「子育てをしやすい町」「子育て世代にやさしい町」となることで子育て世代の方から白浜町を選んでいただき、定住してもらえたら町の人口も増加すると考えられます。

しかし、一度無償化を決めてしまうと継続的な実施が必要となるため、その財源をどうするかという課題もございます。食育支援や子育て支援などの少子化対策の1つとして、学校給食費の無償化、または給食費減額の実現に向けて取組をされるよう提言いたします。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

黒田議員から給食費の無償化についての質問をいただきました。

令和2年度には新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、7月から12月までの期間に限り、学校給食無償化事業を実施してきたところでございます。この事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費無償化助成金3,767万6,706円、給食材料補償費50万4,070円、合計3,818万776円を支出いたしました。

しかしながら、給食を無償で提供するためには多くの財源が必要となり、全国で無償化を実施している自治体が少ないのは、多額の予算を確保することが困難であることが1つの要因であると思われまます。

当町の場合、1年間に徴収させていただきます小中学校の給食費の合計を試算いたしますと、概算ではございますが約6,900万円となります。こうしたことから、給食費の無償化につきましては、子育て世代への経済的な支援施策の1つであると考えておりますが、財政的な負担が大変大きく、現在のところ新しい助成制度の創設は難しいと考えておりますのでご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

町長から給食費の無償化と財源について答弁させていただきましたので、私のほうからは食の重要性と無償化のメリットを中心に答弁させていただきます。

健全な心と体を培い、豊かな人間性を育み、そして生きる力を身につけていくためには、「食」が大変重要であり、児童・生徒に対して栄養バランスの取れた食事を提供することはもちろん、正しい食習慣、食文化の伝承の機会と、子どもたち一人一人が自分の健康を考え、食事を学ぶ能力を身につける大切な学びの場を提供することを目的として、学校給食を実施しています。

議員おっしゃるとおり、給食費を無償化するメリットとしてまず挙げられるのは、保護者負担の解消です。給食費の支払いがなくなり、児童1人当たり月額約五、六千円のご家庭への費用負担が少なくなります。また、教育現場への負担解消もあります。給食費の徴収業務

がなくなることに加え、紛失や未納等によるトラブルなど教職員への負担軽減にもなります。

しかしながら、恒久的な事業として実施していくことは、財政的な面を考えると大変厳しいものと思われます。引き続き、保護者の方々にご理解をいただきながら、安心安全な学校給食の提供に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可します。

○議 長

11番 黒田君

○11番

再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、財政的な負担が大きく、現在のところ新しい助成制度の創設は難しいとのことなのですが、令和2年度と比べ物価が上昇しております。今後もこのまま物価の上昇が続くと給食費の値上がり等につながりかねず、子育て世代への負担が増える可能性があると考えられます。

令和2年度の給食費無償化助成金制度のように、有期の助成であったり、また全額ではなく一部助成するなど、柔軟な対応策はお考えないでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

議員のおっしゃるとおり、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、物価高騰による住民生活への影響など、今後いつまで続くのかまだまだ先行きが見通せない状況でございます。そんな中、昨日の横畑議員の質問でも答弁しましたように、学校給食費の値上げに関しまして、4月5日に文部科学省から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減の事業例が示されました。それに伴い、当町といたしまして、町立学校給食における物価高騰による食材費増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、学校給食を円滑に実施するなどの観点から、令和4年度中に給食費を値上げしている、または今後する見込みの学校について、その物価高騰による値上げ分について、臨時交付金を活用し、支援すべく、この議会中に補正予算を上程させていただく予定となっております。

子育て世代への経済的負担を軽減することは重要ですが、全校を対象とした無償化につきましては、財源の見通しが立てにくいことから、財政的に課題となっております、困難な状況でございます。

給食費を払うのが困難な家庭のための負担軽減施策としまして、ご存じのとおり、就学援助制度があります。生活保護や準要保護家庭に対しまして、給食費や学用品費等の支援も行っております。財源が限られる中、教育分野で取り組むべき重要な施策もございます。例えばGIGAスクールの取組、不登校対策、学習支援など優先すべき課題も多いことから、今回の助成制度の創設につきましては、現在のところ考えておりませんのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

次に、再々質問があれば、これを許可します。

○議 長

11番 黒田君

○11番

再々質問ではないんですが、今のご答弁を聞き、今後も県内全域や、また近隣の市町村の動向を見ながら、状況を見て引き続きご検討いただけるようよろしくお願いを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議 長

子育て支援の充実・学校給食の給食費無償化についての質問が終わりました。

次に、子育て支援の充実・子ども医療費助成制度の拡充についての質問を許可します。

11番 黒田君

○11番

2つ目の質問に移ります。

子育て支援の充実、子どもの医療費助成制度の拡充について、お伺いいたします。

1番として、子ども医療費助成額の実績について質問します。

子どもの医療費制度については、各市町村が独自の判断で様々な助成を行っており、現在白浜町はゼロ歳から15歳の児童が医療機関にかかる際の保険診療自己負担額を助成されております。白浜町においてここ数年にわたる、町が負担している子ども医療費の決算額についてお尋ねします。また、その推移についての見解を求めます。

2番、田辺市、上富田町も同じ15歳までの助成となっておりますが、すさみ町は18歳までと手厚くなっております。すさみ町は18歳まで医療費の補助がある、そんな話をすると「給食費無償化と同様で18歳まで子どもの医療費を助成してくれたら助かる」や「白浜町も子ども医療費助成18歳までにならんかな」「すさみ町は子育て世代にやさしい町やな」など、子育てをされている町民の皆様からそういったお声をよく聞きます。

子育て世代の取組として、白浜町もたくさん実施されていると思いますが、他の市町にない白浜町独自の取組には、主立ったものとして、どのようなものが事業化されているでしょうか。

3番としまして、現在の白浜町の子ども医療費助成制度は、「15歳までに歯の治療や矯正を済まさなければならない」という声もありました。「町内に高校がなく自転車での移動距離が増えることで自転車での転倒や事故でけがをしたら医療費がかかる」と心配されている保護者もいらっしゃいます。高校の部活動でのけがも増えて治療費がかかるんじゃないかと心配されている保護者もいらっしゃいます。

大阪市が実施している医療費の制度があります。対象年齢は18歳までで、1か月に2日だけ、それも1つの医療機関に対して500円自己負担があるだけで、3日目以降は自己負担が発生しない仕組みになっております。助成を受けるためには一部所得制限等の制限があります。18歳まで子ども医療費が助成できることにより、子育て世代の皆様が「安心して白浜町で子育てができる」につながるのではないかと私は考えます。高校に行くと学校費以外にもたくさんの費用がかかります。子育ての費用がかかるときに医療費について支援できれば、より安心して子育てしていただけるのではないかと私は考えます。

ただ、助成制度については、少子化対策の重要な一施策であるとしている意見と、一方で

は、過剰受診を招いている可能性もあると指摘する声もあります。冒頭も申し上げましたが、他の市町においても様々な判断の中で助成を行っていただいているところがございます。

こうしたことを踏まえ、子ども医療費助成制度の年齢引上げを実施することについて、また、児童福祉の向上と子育て世代への支援策として、当局は子ども医療費助成制度についての年齢引上げ等について、どのような見解をお持ちなのか、答弁を求めます。

繰り返しになりますが、子育て世帯への支援策について2点質問を行いました。人口が増加している上富田町と比べると、先ほども申しましたように、地形の問題や津波の問題、平野部が少なく高校がない問題、また、スーパーやお買物にとっても上富田町が白浜町よりも勝っている点はたくさんあると思いますが、その他の市町に負けないようなソフト面を充実させ、子育て世代の皆様から白浜町を選んでもらえ、子育てのしやすい町になればと、私は考えております。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま黒田議員から、子育て支援の充実・子ども医療費助成制度の拡充についてご質問をいただきました。

子ども医療費助成制度につきましては、当町においては、白浜町に住所を有するゼロ歳から満15歳に達する最初の3月31日までにある児童、いわゆる中学校3年生までの子供を対象に、医療機関にかかる際の保険診療自己負担分を助成する制度となっております。令和3年度における実績につきましては、令和4年3月末現在の受給者数が1,822人で、医療費につきましては、約4,300万円を子ども医療扶助費として支出しております。推移につきましては、受給者数、医療費とも年々減少している状況であります。少子化が進む中、今後も受給者数、医療費とも減少傾向にあると考えております。

次に子育て世帯への取組につきましては、町独自の取組はございませんが、児童手当や児童扶養手当、医療費助成制度としては、ひとり親家庭医療費助成制度がございます。また、昨年の12月には国の補助金により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、臨時特別給付金を18歳までの子供に対して現金10万円の給付を行い、コロナ禍の中での子育て世帯の支援を行ったところであります。

地域子育て支援拠点事業としては、保育園で週1回「ひろば」を開設し、同年齢の子供たちと交流の機会が少ない家庭にいる子供たちに、集団遊びの楽しさを知る場、子育て親子の交流の場として園を開放しております。また、田辺広域でファミリーサポートセンター事業として援助を必要としている方に援助できる方を紹介することにより、保育園等への送迎、子供の預かりを行う事業や病児保育事業、子育て短期支援事業として、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童福祉施設等において一時的に養育する事業を実施しているところであります。

現在、白浜町においては子ども医療費の対象者は、中学校3年生までとなっておりますが、県内の市町村においても約半数の市町村が18歳まで対象としている状況もございますので、周辺市町村の状況等も研究しながら、黒田議員がおっしゃるような子育て世代への支援策として検討してまいりたいと考えております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可します。

○議 長

11番 黒田君

○11番

町独自の取組についての答弁の中で、現在は取組がないという答弁をいただきました。今後、白浜町独自の子育て世代への取組の中で、何か新しく創設をご検討されているものはありますでしょうか。答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

白浜町の取組としまして、これまで例えば学童保育につきましては力を入れてまいりました。西富田、白浜第一小学校、そして富田小学校に学童保育所を設けまして、低学年と高学年の受入れを現在実施しております。

その他の子育て世帯への取組につきましては、現時点では新たな創設等は考えてございませんが、全国的な事例や周辺市町の状況等も見ながら調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

再々質問があれば、これを許可します。ございませんか。

○議 長

11番 黒田君

○11番

すみません。最後に再質問をさせていただきます。

県内の市町村の中で約半数の市町村が既に子ども医療費助成制度を18歳まで実施しております。町として現状をどうお考えになりますでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

黒田議員のおっしゃるように、県内の約半数の市町村が18歳までの医療費助成制度を行っております。例えば田辺市、西牟婁郡内を見てみますと、やっているのはすさみ町のみで、人口が増えている上富田町でも実施しておりません。そういった課題としましては、財政的な大きな課題があるというふうに想像いたします。

しかしながら、やはり子育て世帯への支援策の1つとしては、この医療費助成制度の拡充につきましては、財源のこともありますが、支援策の1つとして検討をしてみたいというふうに思いますので、今後、また議員の皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

11番 黒田君

○11番

ありがとうございました。

提言としまして、多くの他の市町村は18歳までの支援策を実施されております。県内の実施をしている状況を見ると、白浜町として検討していただくタイミングとしては、決して早いタイミングではないのではないかと考えております。

現在、白浜町内で子育てをされている世帯やこれからこの町で子育てをされる世帯にとって、少しでも子育てのしやすい環境となるよう、しっかりと検討していただき、取り組んでいただきますようご提言を申し上げ、黒田の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

子育て支援の充実・子ども医療費助成制度の拡充についての質問は終わりました。

以上をもって、黒田君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11時41分 再開 12時57分)

○議 長

再開します。

通告順8番、5番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、発達課題を抱える家庭への支援について、2つとして、町立図書館についてであります。

初めに、発達課題を抱える家庭への支援についての質問を許可します。

5番 廣畑君（登壇）

○5 番

まず最初に、過日5月2日の臨時会でロシア軍のウクライナ侵略について町議会として撤退を求める、あるいは国際法を守れ、こういう決議をいたしました。今も100日を経過した、ウクライナの土地をロシアが独立を蹂躪する、そういうことは許せない。ロシア軍の即時撤退を求めて、政府については外交力による問題の解決についてぜひ努めていただきたい、このことをまず申し上げたいと思います。

さて、最初の発達課題を抱える家庭への支援についてであります。

先日、発達障害のある幼児の保護者の方とお会いする機会を得ました。短い時間でありましたが、特に印象に残っているのは「発達障害はあまり知られていないように思う」、また「通っている保育園で子供がけがしたり、多動や注意欠陥になったり、またかんしゃくを起こしたりするので、相談しにくい状況がある」、その方は「子供の病気を全てこうした障害についてオープンにして知ってもらいたい。皆さんに知ってもらいたい。そして、理解してもらい、そういう中で子育てしている」「職員の方にも研修会に参加をして勉強していただきたい」、こういうお話を伺いました。

誰でも親として子育てしていく中で「自分の子供に障害があるのではないか」「ひょっとしたら障害かな」、こういう不安や心配を抱いたことがあると思います。また、親から子供のほうに目を向けると、親の身近にいて、子供が悩みもがき苦しんでいる、このことに真っ先に気がついてあげられる、そのことができる存在だ、このように思います。しかしながら、悩んでいるお母さんには、いつ誰にどこで相談できるのか分からない。そうしたことがあるだけに大変難しく厄介であります。定期健診をもっと増やして、そして気軽に相談できる場所があればというふうなことが、このお母さんの願いです。

現在町が行っている乳幼児健診は、お子さんの成長や発達を確認し、子育ての悩みや不安も相談できる大切な取組であります。中でも発達障害の子どもさん、または発達障害児かもしれない子どもさんを持つ保護者への心への支援について、幾つかのことについてお尋ねをします。

発達障害には、自閉症やADHD、学習障害等、多岐にわたり、軽度から重度までその症状は幅が広いと言われていています。町での発達相談、発達障害児相談に寄せられた相談件数と、相談後の対応についてお尋ねをしま

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員から、発達課題を抱える家庭への支援についてご質問をいただきました。

当町が実施している乳幼児健診、相談におきましては、子どもの心身の発達状況及び保護者の子育てに関する悩みや不安等を確認し、ケースに応じた助言や相談支援を行っており、毎回終了後には、関係スタッフ間で個々のケースごとにカンファレンスを実施しております。

その中でフォローが必要なケースにつきましては、次回の健診まで間隔を開けずにケースに応じた時期やアプローチ方法で、その後の継続的な支援につなげているところであります。

件数等詳細につきましては担当課長から答弁させます。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

発達障害や発達障害児相談の相談件数と相談後の対応についてお答えいたします。

保護者の方から乳幼児健診や相談の機会以外で発達に関する相談を受けることは年間一、二件と少なく、ほとんどが乳幼児健診や相談の場において子供への関わり方など、子育てとして幅広い相談となる場面が多くございます。また、個々に関わっていく中で、より専門的な支援が必要となったケースにつきましては、臨床心理士が行う発達相談を紹介しております。相談件数につきましては、令和元年度は46件、令和2年度は49件、令和3年度は68件でございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

ただいまの答弁の中で、臨床心理士が行う発達相談の件数が令和3年度に増加している、そういうことでありますけれども、このことについてもう少しお尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

発達相談はこれまで年間12回から13回実施してまいりました。発達フォローが必要なケースが増加している状況を踏まえまして、令和3年度につきましては回数を見直し、18回実施した結果、相談件数も68件と増加したところでございます。

○議 長

○5 番

増加をしてきておるといふうなことであります。

さて、5歳児相談をされておるといふことでありますけれども、この5歳児相談での進捗状況はいかがですか。全国的に就学に向けてといふことで行われているといふことでありますけれども、就学前の大変大事な取組として認識しておりますけれども、保護者と保育者からのアンケートを集計しての結果を踏まえ、今までお聞きした中で、昨年秋にアンケートを集計したと、取っておるといふうなことであります。そういう中で、このアンケートの集計の結果を踏まえた取組についてお尋ねします。いかがですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

5歳児相談につきましては、当町では令和3年度より開始しております。3歳6か月児健診までに判断しにくい軽度の発達障害を発見するために、集団生活を経験した5歳児に発達の評価を行い、児童や保護者へ早期に支援を開始するための気づきの機会とし、児童への適切な対応や就学に向けての準備へとつなげることを目的としてございます。

事業の流れとしましては、開始に当たって、保育園や幼稚園の先生方等関係機関で目的や流れ等を共有するため、精神科医師による5歳児相談と5歳児の発達に関する研修会及び事業の説明会を開催しました。アンケートにつきましては、保育園等の先生方に保育者用のアンケートへの回答と、保護者の皆様へアンケート配布と回収を依頼させていただきました。アンケート回収後は関係機関でカンファレンスを行い、情報を共有した上で結果を判定し、必要に応じて臨床心理士と保育園を訪問し、児童の発達状況などの確認を行い、必要なケースには個別の発達相談や医療機関等の療育支援につなげております。

令和3年度につきましては、アンケート回収126名中、問題なしの判定が67名、既に発達フォローを受けている児童が25名、発達の確認が必要と判定された児童が33名、保護者の回答拒否で判定できなかった児童が1名という結果になったところでございます。

発達の確認が必要と判定された児童33名につきましては、臨床心理士と保育園を訪問し、児童の発達状況等を実際に確認した上で改めて判定を行いました。その結果、フォローが必要と判定された18名につきましては、臨床心理士による発達相談へ9名、言語療法士、作業療法士、理学療法士による相談へ7名、聞こえの相談へ1名、栄養相談へ1名を紹介しているところでございます。

3歳6か月児健診では発達の遅れや偏りが顕著に表れにくく、保護者も関わりにくさを困りごととして認識しにくい状況にありますが、5歳児相談では、これまで気づいていなかった発達の課題を、保護者、保育者ともに気づくことができ、必要に応じて発達相談等の療育支援につなぐことで、結果として、親子が安心して卒園、就学できる準備を始める機会になると考えているところでございます。

今年度も令和3年度と同様の内容での実施を計画しておりまして、今後の実施状況について引き続き評価を行い、よりよい相談となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

それでは、発達障害のお子さんをお持ちの先輩保護者が子育ての悩みに寄り添うことで、同じ悩みに共感できて、そして親子を孤立させない、そういう場を地域に広げていくためにも、和歌山県が行っているペアレント・メンター養成事業、この事業も考えながら保健センターを拠点とした相談会、あるいは交流会というふうな取組が行えないか、このことについて聞かせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

今年度、新たな事業といたしまして民生課福祉係と連携いたしまして、発達に課題のある児童やフォローが必要な保護者に対する支援事業としまして、親子教室を計画しているところでございます。現在10月開始を目指してスタッフ、関係機関と調整、準備段階にあり、そこにはペアレント・メンターの問合せ先でもある田辺・西牟婁障害児者支援センターり〜ふのスタッフにも協力をいただいているところでございます。

今後の計画の中で、ペアレント・メンター派遣も視野に入れまして計画調整していくことも必要であると考えているところでございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

ほんまに親子で悩んでおる、あるいは家族で悩んでおる中で、僕がいろいろお話を聞いた方は、自分たちの家族のことをさらけ出して、そういう行動をしていきたい、相談して関わっていききたいという思いを強く持っています。教育委員会の方々もおられますけれども、就学するときにはそういうふうな連絡がしょっちゅうあるとは思うんですけども、そうした親の思い、家族の思いをそれぞれの機関は、あるいは学校はぜひ受け取っていただいて取り組んでいただきたいと思います。

もう随分前の話ですけれども、あるお母さんからの話を紹介したいと思います。

各町内会とか区では順番に町内会の係があるわけなんです、その係にシングルのお母さんがなって、やっぱり行かなあかんということで、夜会議に出ていったわけです。その中で、子供を連れていくわけなんです、会議中に騒ぎ出す、あるいは奇声を発するというようなことがあって、やっぱり十分皆さんの、もちろんほんまは連れて行かずに自分だけ行きたいんですけども、どうしてもしようがなかったというふうなことで、大分なかなか子供さんが収まらない中で、周りは「連れてくるな」とかいうふうなことで声を荒げて言われた。しかめっ面をされた、大変な思いをしたよという、ちょっと古い話ですが、そういうふうなことがありました。

やはり世間はまだまだ、今は一人一人の個性を尊重して個人の尊厳やとかというふうなことで、やっと日本国憲法が少しずつ地についてきたという思いが昨今するわけなんです、やはり啓発をどんどんしていかないと、あるいはお互いに話をしていかないと、今の世の中は特にいろんなことで自分だけが、あるいは自分たちだけがということで、地域の中でうまくい具合にいかん場合もあります。そういうふうなことについて、今回の保健センターの子供

たちや親たちに、あるいは保育者に対するアンケートの中身を十分酌み取って、今後の活動に活かしていただきたい、このように思いますので、ぜひ関係者、相談事業が保護者や関係者の中で共有できていくように、よろしくお願ひしたいとか、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいということで、このことを訴えてこの質問を終わります。

○議 長

以上で、発達課題を抱える家庭への支援についての質問が終わりました。

次に、町立図書館についての質問を許可します。

5番 廣畑君

○5 番

それでは、町立図書館についてお尋ねします。

公立図書館とはどのようなものでしょうか。理念なども聞かせていただきたいと思います。このことについてまずお尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

ただいま廣畑議員より、町立図書館についてご質問をいただきました。

まず、公立図書館の理念についてお答えいたします。

公立図書館とは、図書館法に基づいて自治体が設置し、地域住民に図書館サービスを無料で提供する施設であります。このことから、町立図書館は、まちづくり・ひとづくり、地域文化の拠点として地域に欠かせない基本施設と考えております。また、図書や視聴覚資料等の貸出しだけでなく、地域に関する情報提供、学習支援、各種イベント等、地域のニーズに応じた運営が必要であると考えており、理念に基づき、町立図書館の充実に努めているところでございます。

教育委員会としましても、社会教育方針において、図書館活動の充実を重点目標の1つとしており、町民に読書を普及し、生涯学習のよりどころとして、必要な資料の収集と保存を行い、文化の向上につながる図書館の運営を図るべく、取組を進めているところであります。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

図書館は老いも若きも読書に親しむこと、そして子供たちには夢を、大人には憩いと癒しを与えてくれるような図書館、これはある方の言葉です。

さて、図書年鑑2021によりますと、人口3万人未満の町村で蔵書数の1位は45万1,000冊、平均値は13万8,000冊であります。資料費の1位は3,322万円、平均値は854万円、また、貸出数の1位は33万9,000点、平均値は13万7,000点であります。これは全国の人口3万人未満の町村です。私どもの町は2万1,000人足らずでありますから、2万人程度未満の町村に該当するのかなと思いますが、2万人未満ですけれども、蔵書数の1位は28万7,000冊、そして平均値は10万冊です。それから資料費、本代の1位は1,711万円、平均値は547万円、貸出数の1位は29万点、それから平均値は7万1,000点、このようになっています。近隣のみなべ町では人口1万2,

000人程度でありますけれども、蔵書数は9万8,000冊、そして資料費、本代は622万円、貸出数は5万7,000点。私たちの町は人口2万1,000人足らずであります。蔵書数が5万7,000冊、そして資料費、本代は290万円、貸出数は5万2,000点であります。

この白浜町の蔵書数、資料費は平均値の半分にも満たず、これでは利用者の要求に応えることができません。また、建物の耐震化もできていません。1日の入館者は本館で16.3人、白浜分室で25.2人、富田分室で20.3人、日置分室は12.1人となっており、多くの児童・生徒、そして幼児や成人が利用しています。いつまでもこのままでは大変危険であります。こうした現実に対して、どのように考えておられますか。お伺いします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

図書館の蔵書数及び耐震化について、ご答弁申し上げます。

まず、蔵書についてです。

現在、町立図書館では4万9,541冊の蔵書数で、その内訳としましては、本館は主に児童書となりますが1万9,199冊、白浜分室は一般書が1万291冊、富田分室は児童書と一般書合わせて9,944冊、日置分室は児童書と一般書合わせて1万107冊となっております。

本年10月から図書館システムを導入するに当たり、昨年度から蔵書点検を強化し、整理を行っており、現在も稼働前の最終の点検、整理を行っているところであります。図書の購入につきましては、令和3年度は250万円の予算において、本館及び各分室の利用状況等から計画的に購入しておりますが、ご指摘のとおり、本館、分室ともに書架スペース等の関係等もあり平均値に満たない蔵書数ではあります。

図書の充実の観点から蔵書数を増やしたいところではありますが、限られた予算の中で、司書をはじめ、スタッフは利用者のニーズを的確に捉え、本館と分室が連携し、蔵書を購入し、さらに配架を工夫し、利用促進に努めております。

引き続き、利用者の多様な要望に対応できるよう、新刊図書の早期購入や予約、リクエストサービスの充実に努め、さらなる利用促進を図りたいと考えております。

本年度、図書館システムを整備するに当たり、例年以上に蔵書点検を強化いたしました。破損が進んでいるものや長期にわたり貸出しのないものなどは除籍したこともあり、蔵書数は若干減となりましたが、計画的に購入し、少しでも蔵書数を増やせるよう、予算確保に努めたいと考えています。除籍本につきましては、一般書や児童書の無料配布のイベント「ブックリサイクル」や白浜駅やはまゆう病院など町内の施設に本の持ち帰りや返却が自由な図書コーナー「ミニミニ図書館」を設置し、有効に活用しているところです。

次に耐震についてでございます。

町立図書館本館及び各分室につきましては、白浜分室を除いた施設について、昭和56年の建築基準法改正前の建物でございます。耐震化ができていないことに加え、老朽化、狭隘化が進み、利用者にご不便をおかけしており、施設整備の必要性は十分承知してございます。この現状を踏まえ、修繕等の施設整備については、少しでも快適にご利用いただけるよう、年次的に取り組みたいと考えてございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

年次的に耐震は取り組んでいくということであります。

次に、白浜町立図書館整備基本構想の現状と課題、この中で「資料」、「職員」、「施設」と記述されております。その施設の項では、町立図書館の老朽化、狭隘化が指摘されています。構造上のこと、それから書架間の距離、また、高さのこと、書庫がないこと、そしてバリアフリー化されていない等、多くの課題が列挙されています。そして、この現状と課題を踏まえて、「新図書館の建設の方向でしか改善できない」と記述しています。建設に向けてどのように取り組まれるのか。昨年9月にも水上議員が質問をされております。それ以前も僕も一度質問をしたこともありますし、こうしたことについて、この基本構想の中での建設に向けてどのように取り組んでいるのか。このことについて伺います。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

白浜町立図書館整備基本構想につきまして、ご答弁申し上げます。

令和3年第3回定例会において、水上議員から同様のご質問がございましたので、その答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、ご了承願います。

白浜町立図書館整備基本構想は、平成26年2月に策定したところでありますが、厳しい財政状況もあり、実現に至っていないのが現状であります。新図書館の建設に当たりましては、財源確保をはじめ、町政を取り巻く諸条件の変化を見極めながら対応していかなければならないと考えており、引き続き町当局と共に検討しなければならないと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

白浜町立図書館整備基本構想、この中での立地条件と建設候補地の項では、「人口が密集し地域や住民の集まりやすい場所となるよう考えています」とあり、富田地域が望ましいと特定しています。また、町全体を対象とすることから、広い駐車場が確保できる、このことが必須条件としています。その上で、富田幼稚園、もとい、富田幼稚園跡地が候補地に上がっていましたが、既に富田中学校の校庭、テニスコートになっています。人口2万人規模の図書館の延べ床面積はどのくらいですか。また、どの辺りとお考えか、建築費の基金積立はどのくらいできていますか。この辺り、幾つかありますが、答弁を願います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

まず初めに、図書館の適正規模、数値基準についてお答えをいたします。

日本図書館協会政策特別委員会の2004年3月改訂版資料によりますと、当町人口2万人規模の図書館の場合、延べ床面積は1,735平方メートルを基準値となっております。当町の場合、町域の広さから3分室を設置しており、単純に比較できるものではありません

が、県内の町立図書館の平均値から見ても、狭隘が顕著であります。また、図書館用の建設費としてではありませんが、庁舎等の建て替えの整備基金として、令和3年度末で5億2,221万7,394円となっております。

新図書館の建設に係る経緯につきましては、平成19年第4回定例会において「町立図書館の早期建築を求める請願書」の採択以降、平成20年12月、町立図書館協議会から「白浜町立図書館基本構想」の提言、そして平成23年10月、白浜町図書館検討委員会から富田幼稚園跡地に新図書館建設を希望するとした答申「白浜町立図書館基本計画」をいただきました。それらを踏まえ、教育委員会としましては、平成26年2月、「白浜町立図書館整備基本構想」を策定いたしました。候補地は現在、富田中学校テニスコートとして活用されており、見直しが必要となっております。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

町立図書館の建設は十数年来の課題であります。経過を振り返りますと、議会では平成19年12月19日、「町立図書館の早期建築を求める請願書」が採択されました。ここにその請願書の紹介議員のお名前もありますが、もう鬼籍に入られた議員も何人かおられます。やはりこれだけの平成19年の請願の議決、これからそのぐらい年月がたつておるといふうなことであります。ほんまに年月を感じるということでもあります。

それを受けて、平成20年度の図書館協議会では、白浜町立図書館基本構想（案）を策定しまして、また、教育委員会では、平成21年5月、白浜町図書館検討委員会設置要綱、これを定めて検討委員の委嘱がなされて平成23年10月、白浜町図書館検討委員会が町立図書館基本計画を答申しました。この答申を受けて、定例教育委員会では、白浜町立図書館整備基本構想（案）を協議しまして、平成25年3月、議会の全員協議会への説明を経て、4月にさらに町民の意見募集などを経ました。そして、平成26年2月、定例教育委員会で「白浜町立図書館整備基本構想」を議決したわけです。同年6月には議会全員協議会でその議決について説明をいただきました。

6年余りの時をかけて専門家や図書館協議会委員、そして町民の意見をいただいて、教育委員会が議決をして、「白浜町立図書館整備基本構想」、これが決定したわけであります。それから今はもうさらに8年が経過しました。この経過の中で、今この白浜町立図書館整備基本構想をどのように取り扱われているのか、このことをお伺いします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

図書館建設、また、白浜町立図書館整備基本構想の策定についてご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、図書館建設については、平成19年の図書館早期建築を求める請願の採択に始まり、また基本構想の策定から8年が経過している中、具体的な進展はございません。このことについては、策定委員の皆様や教育委員の皆様をはじめ、当時ご尽力いただいた関係者の方々には大変心苦しく思うところであります。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

多くの方たちが関わって作り上げた白浜町立図書館基本計画と白浜町立図書館整備基本構想であります。白浜町立図書館基本計画は、現場の取組から専門職の方の助言をいただき、そして決定し、答申をいただきました。検討委員会委員長は、この中で「はじめに」のところで、「検討すればするほど将来にわたって十分に図書館の機能が発揮できるような新しい図書館を建設しなければならないという方向で一致した。議論を重ね、人々の知る権利と個人の学ぶ自由を無料で保証し、ひいては民主主義と地方自治を守る人々を育てていく。乳幼児から高齢者まで誰でも利用できる、まちづくりに不可欠な白浜町立図書館のあるべき姿として、ここに白浜町立図書館基本計画を町教委に答申する」、このように記述をして、「新図書館の建設が早期実現することを強く望みます」、このように結んでいます。

図書館や分室で年間1万7,000人から2万人の来館者を、耐震化できていない建物で入館いただくのですか。白浜町立図書館整備基本構想は、定例教育委員会で協議を重ね、練り上げた教育委員会の議決です。その重みについて、教育長や町長、どのように受け止めていますか。考えておられますか。このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

図書館建設の必要性は感じており、引き続き建設について町当局とともに検討していく所存でございます。

先の耐震化の質問にありましたように、学校施設の耐震を優先しなければならず、多くの費用と時間を要しましたことから、図書館をはじめ社会教育施設については耐震化ができていない状況であります。特に図書館は本館、分室ともに老朽化、狭隘化が進んでおり、喫緊の対応が求められております。

そのようなことから、教育委員会としましては、町当局に対し、多くの人々が利用しやすい施設づくりという観点から、新庁舎に限らず、公共施設建設時には、複合施設も視野に新図書館建設の働きかけを行いたいと考えてございます。これまでの経緯等を踏まえ、社会教育の分野の最重要課題の1つとして、中長期的な視点で多くの町民に親しまれ、利用しやすい施設づくりを念頭に取組を進めたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

教育長から答弁いただきました。

今後は、公共施設の建設時には複合施設も視野に入れて働きかけていきたいというふうなことであります。以前からそういうふうなことかなとは思っておったわけですが、やっぱり定例教育委員会の議決としての責任としてのこういうふうなことであります。

さて、町長について、どのようにお考えか、こうしたことも踏まえまして答弁いただきたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

町立図書館の建設につきましては、庁舎の建設も含めまして現在検討を重ねているところではございますが、現時点で具体的にお示しできる段階には至ってございません。しかしながら、昨年12月末に図書館協議会の委員の皆さんとの懇談会でもお話しさせていただきましたが、今後、庁舎を含めた公共施設の在り方を最優先に検討していく必要があると考えております。

私自身は、前にも申し上げたと思いますが、本庁舎との複合施設、あるいは併設にこだわっているわけではございません。図書館につきましてはやはり単独、複合施設に限らず、多くの町民に親しまれ、そしてまた利用しやすい文化の発信、交流の場となるよう、場所や機能も含めて総合的に考えなければならないと考えております。少しでも早く一定の方向性をお示しできるように取組を進めたいと考えております。

この図書館建設につきましては、私の公約の1つにもなっております。この公約がまだ実現できていないことに対しましては大変申し訳なく思っておりますが、残る任期の2年間、2年間のうちに必ず方向性を示したいというふうに決意を新たにしているところでございます。

いろいろな方向性があると思います。白浜町ならではの図書館の実現に、あらゆる角度から多角的に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長

5番 廣畑君

○5番

最後にします。

今町長からも残りの期間、今の任期の中で方向を定めるというふうなことをお聞きしました。考えてみますと、町長は町長に就任するまでに教育委員会の教育委員として、この決議のときは関わってはいなかったかも知りませんが、町政の教育分野において責任ある立場におられた。そして、先ほどもつらつら申し上げましたけれども、議会としても請願を受けて、よっしゃこれでやろらということを議会としても一定の責任もあると思うんです。それを受けて、6年が経過して、教育委員会として議決をした。造らんなん、こういう議決をしたわけです。その中でもう8年になる。去年の9月の水上議員の質問からも8か月になってくるわけです。具体的ところで、見せてもらうというか、町民あるいは私どもにも見せてもらうということが必要であると思います。

重いものがある。それぞれの責任においてほんまに重いものがあると思います。今、町長が言われたけども、任期はあと2年です。町政の課題も最重要課題というのは幾つかあると思いますけれども、その最重要課題の1つとしてこの問題、町立図書館をいかにして造っていくか、このことを位置づけていただいて、そして起債や補助金や予算をどのようにしてつくっていくか、これはもう当局の皆さんのお力添えをいただかないとあかんわけですが、町長としては、やはり具体的な行動を取るように、この2年の中で、1年の中ででもすぐに取りかかって提案をしていただきたい、決断をしていただきたい。このことを申し上げて質問を終わります。

○議長

それでは、町立図書館についての質問は終わります。

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 13 時 48 分 再開 13 時 58 分)

○議長

再開します。

通告順9番、9番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は50分です。

質問事項は、1つとして、産前産後サポート事業の充実について、2つとして、公立保育所施設での使用済み紙おむつの処理について、3つとして、帯状疱疹予防接種助成事業についてであります。

初めに産前産後サポート事業の充実についての質問を許可します。

9番 松田君

○9番

ただいま議長より許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

妊娠、出産により女性は体も心も大きなダメージを受けるリスクがございます。核家族化や高齢化により実家のサポートが得られない、夫が育児休業を取れず協力が限られている、近隣に頼れる知り合いがないというケースが増え、産前産後の女性が十分に休めず、初めての育児で分からないことばかりで不安が募り、心身ともに不調を来してしまうケースもあり、産後うつや乳児虐待などにつながる可能性も指摘されております。特にコロナ禍で自宅で生活する時間が長くなる中、子育て中の保護者が産後うつ症状で苦しむ事例の増加もあるとのことで、産前産後の女性の体の不安や心の悩みを支援する施策の充実が求められています。

ここで当局にお伺いいたします。

改正母子保健法が令和元年12月の臨時国会で成立、公布されました。この改正法では、産後ケア事業の実施を市町村の努力義務とすることなど、事業自体を初めて法律上で明確化したほか、対象者を「出産後1年以内の母子」と明記し、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う世話、授乳指導、育児相談などを行うことや、妊産婦の相談をワンストップで受け付ける子育て世代包括支援センターなどの関連機関と連携することなどが盛り込まれております。

以上の内容を踏まえ、産後サポート事業の重要性としての見解について、当局の答弁を求めます。

○議長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま松田議員から、産前産後サポート事業の充実についてご質問をいただきました。

当町におきましては、平成31年4月1日に、中央保健センターに母子健康包括支援センターを開設し、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が妊婦に丁寧な個別面接を行い、妊産婦、乳幼児等の状況把握に努めています。信頼関係を築きながら妊産婦や保護者の相談に、助産師、保健師、看護師の専門職が対応するとともに、育児環境や乳幼児の成長発達が気に

なるケースについては、必要に応じて子育て支援担当部署の幼児対策室や医療機関、保健所などの関係機関と情報共有し、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援を実践しているところであります。

その中で近年は核家族化が進み、さらにはコロナ禍という状況の中、自分の親等から距離的に離れたところで、妊娠、出産、子育てをすることがまれではなくなってきました。親を頼れず不安を抱えている妊産婦もおられますので、妊娠、出産、子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活している地域で様々な関係機関や身近な相談相手が支援していくことで、孤立を防ぐことが重要であると考えております。

特に出産後の母親は、産後のホルモンの劇的な低下により疲労と精神的に不安定な状態にあり、一方で、この時期は子供にとっては人生の心理的健康を決定し得ると言われる「愛着」を形成する上で最も大事な時期でもあると言われているため、母親の身体的な回復のための支援や、授乳の指導及び乳房のケア、母親の不安や悩みを傾聴し、寄り添いながら相談支援や育児指導を行うことで、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することが重要であると考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

産後ケアは、出産後の女性の心身の回復はもちろん、育児のサポートなどを行い、産後の生活を支援するものとして必要性を重要視されております。

当町では母子健康包括支援センターが主体となり、妊婦・産婦・乳幼児訪問事業として、産婦訪問後にケアが必要な産婦の自宅を助産師が訪問し、心身のケアや育児相談、乳房マッサージ等の授乳指導も行っておりますが、利用状況の現状はどうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

産後のケアとしましては、まず初めに、産前産後サポート事業として、助産師や保健師が全ての産婦に電話連絡を行いまして、出産時や産後の母子の心身の健康状況を確認した上で、後日、産婦と赤ちゃんの家庭訪問を行っております。その後、希望された方に対しましては、産後ケア事業の居宅訪問型事業としまして、助産師が家庭訪問を行い、産婦の心身のケアや育児サポート支援を行っているところでございます。

産前産後サポート事業としての産後の家庭訪問件数につきましては令和元年度が101件、令和2年度は75件、令和3年度は89件でした。

産後ケア事業につきましては、令和元年度が3名、令和2年度が4名、令和3年度は5名の希望者があり、訪問を実施したところでございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

当局のただいまの答弁より、産前産後の支援として、家庭訪問などを通し、助産師さんや保健師さんによる全ての母子の心身の健康状態の確認もされているとの回答がございました

が、継続した支援の取組内容、モニタリングなどの現状はどうか、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 泉君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

支援の取組内容等につきましては、全ての産婦の方に対して電話や家庭訪問を通して母子の心身の健康状態を確認しているところでございます。その中で得た情報につきましては、関係者間で情報を共有した上で、今後の関わり方等のアセスメントを行い、フォローが必要なケースにつきましては、個々のフォロー時期や内容に応じて電話や家庭訪問、また来所相談等の支援を継続的に行っているところでございます。

特に問題のなかった母子につきましては、次の関わりが4か月児健診になりますので、それまでの期間も安心して過ごせるよう、母子健康包括支援センターを紹介し、気軽な利用の声かけをさせていただいているところでございます。

○議 長
9番 松田君

○9 番

産後ケア事業として、母親と乳児が施設に宿泊して育児支援を受けることができる「短期入所型（ショートステイ）」、母親と乳児が日中に施設で育児支援を受けることができる「通所型（デイサービス）」があります。当町では、自宅へ訪問し、育児支援を受けることができる「居宅訪問型（アウトリーチ）」をされていますが、「短期入所型」「通所型」はございません。この2つの事業を取り入れることも、産後ケア事業のニーズの充実として必要ではないかと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 泉君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

産後ケア事業につきましては、病院や助産所等に宿泊して育児支援を受けることができる「短期入所型」と、日中に助産所等の施設において育児支援を受けることができる「通所型」、自宅に直接支援者が訪問して育児支援を行う「居宅訪問型」の3種類がございしますが、当町におきましては、議員がおっしゃいましたように、「居宅訪問型」を実施しているところでございます。

町内には宿泊や通所ができる助産所等の施設がありませんが、「居宅訪問型」事業により、産後間もない産婦の移動等の負担が少なく、家にいながら希望したときに必要なきめ細やかな支援が可能であるため、助産師が個々のニーズに合わせた内容で、実際の生活環境等を踏まえた具体的なアドバイスなどの支援を行っているところでございます。

産後ケア事業として、訪問希望者数は先ほど申し上げたとおり年間3名から5名で、出生数の5%前後でございます。現状では緊急的に対応の必要性がある状況ではないとは思われますが、今後の利用状況やニーズを踏まえながら、「短期入所型」や「通所型」事業の取組についても検討が必要であると考えているところでございます。

○議 長
9番 松田君

○9 番

当町の産後ケア事業の利用規定では、産後1年以内まで2回利用でき、利用料の自己負担額は1回につき2,000円となっております。助産師による乳房マッサージは原則として健康保険が適用されておられません。

ここで提案ですが、心身とも疲弊も心配される産後の回復期の支援の充実として、助産師による育児全般の悩み相談支援と乳房マッサージを目的とした訪問回数を、利用料の軽減も含め、田辺市や上富田町のように増やせないかと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

産後ケア事業における「訪問型」事業につきましては、上富田町では自己負担1回1時間1,500円で、「通所型」と合わせまして10回までが利用可能となっております。また、田辺市では、「短期入所型」と「通所型」の事業はございますが、「訪問型」は実施されていないところであります。当町では、「訪問型」の事業は1回の利用につき自己負担2,000円で、2回まで利用可能となっております。産後の悩みや相談に対しましては、随時母子健康包括支援センターにおきまして、助産師による来所や電話での相談支援を行い、さらに必要に応じて家庭訪問も行っておりますので、利用状況はニーズを踏まえながら、今後も検討してまいりたいと考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

当局の答弁より、産後ケアを利用している人数は年間平均して3名から5名とありました。利用人数のことを考えると、産後ケア事業以外の支援として、助産師さんや保健師さんが出産後の産婦と乳児の家庭訪問などもしっかりとされており、産後ケア事業の利用ニーズはそれほど高くはないのかなと感じます。

しかし、実際に少人数ではございますが、助産師さんからの、手厚い支援をしてほしいとの希望もあり、産後ケア事業を利用されている方がおられるのも事実でございます。利用者の状況にもよりますが、もっと利用回数を増やしてもらえたらニーズの幅も広がり、産後ケア事業を利用する方も増える可能性も考えられます。

先ほども述べさせていただきましたが、当町での利用回数は産後1年まで2回となっており、上富田町では「訪問型」での利用回数は、産後1年まで10回の利用となっております。また、産後ケア事業の利用料金について、当町では1回につき2,000円で、上富田町では1回につき1,500円となっており、料金も高く感じ、利用をためらってしまう方もおられるのかもしれませんが、特に子育て支援については、全国的にも出生率の低下もあり、これからの地域の在り方を考えると、先手先手の支援を取り入れ、手厚く積極的に投資をしていかなければならない最も重要な施策としての位置づけであると考えます。

そういった観点からも、利用回数の増加と経済的な支援としての利用料金の減額も積極的に考え、実現できればと思いますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君（登壇）

○番外（住民保健課長）

産後ケア事業の利用回数の増加と利用料金の減額に関しまして、答弁させていただきます。

上富田町の「訪問型」事業につきましては、「通所型」事業との併用での回数設定となっております。当町は「訪問型」事業のみの実施であることから、「通所型」事業の実施検討に併せまして、「訪問型」事業の利用料の自己負担額、また利用回数についても同時に検討してまいりたいと考えております。

○議長

9番 松田君

○9番

出産後、体調不良等のために家事や育児をすることが困難で、昼夜、ほかに家事や育児を行う方がいないご家庭にヘルパーを派遣し、身の回りの世話や育児等のお手伝いをする養育訪問支援事業があります。近隣市町では田辺市が、田辺市養育支援訪問事業として実施されています。産後のサポートを充実させる上でも、産後の母親に寄り添い、家事や育児の訪問支援を行うことは有効であると考えますが、当局の見解について答弁を求めます。

○議長

番外 住民保健課長 泉君（登壇）

○番外（住民保健課長）

養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して行う訪問支援で、子育て経験者やヘルパー等による家事支援と、助産師や保健師等の専門的相談支援者による具体的な養育に関する相談、指導、助言支援がございます。

当町におきましては、育児不安を抱え精神的に不安定となっている家庭や、不適切な養育状態にあり虐待のおそれやリスクのある家庭などで、特に支援が必要と認められる家庭に対しまして、助産師や保健師が家庭を訪問し、養育に関する具体的な相談、助言、支援を行うことにより、それぞれの家庭で抱えている問題を解決し、安心して子育てができるよう支援を行っているところでございます。

ヘルパー等による家事支援につきましては、近隣では田辺市とすさみ町が実施しておりますが、ヘルパー等の支援者も、内容によっては子育て経験者など専門的な知識と技術が必要な場面もございます。マンパワー不足の課題など事業所の選定については慎重に検討する必要があると伺っているところでございます。

これまで特に具体的な家事支援に対する問合せなどニーズは聞いていないところではございますが、今後の状況を見ながら、産後の心身ともに不安定な産婦の支援として検討が必要になる事業であると考えているところでございます。

○議長

9番 松田君

○9番

妊娠期から出産直後は、妊婦さんは心と体が不安定な時期でもあり、つわり等がひどいときは大変な思いをして日常的な家事をしなければならないこともあるかと思えます。そのようなときに、家事援助的な支援があれば、近くに気楽に頼めるような親類等がいなくても、妊婦さんにとっては強い味方となると考えます。

産前支援の充実として、ヘルパーさんが自宅を訪問し、日常行われている程度の範囲での家事を利用ができる家事援助的な支援制度があればと考えますが、当局の見解について答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

妊娠期におきましても、産後と同様に心身ともに不安定な時期であり、ヘルパー等の家事支援の必要性があると思われませんが、これまでのところ具体的なニーズは伺っていないところでございます。今後、妊婦さんとの関わりの中で課題等を把握しまして、必要に応じて検討していく必要があると考えているところでございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

妊娠から出産、そして子育てについては、社会の変化に伴い、安心して産み、育てることができる環境支援が求められております。特に出産後は生活リズムも不規則となり、子育てのことなどで心身ともに不調を感じる母親もおられると思います。また、気持ちがしんどく感じるときほど、助けを求めたりすることをちゅうちょして孤立しやすい状況になり、自らSOSを発することもできなくなることも考えられます。こうした母親の実情を踏まえ、本人から助けとしてのSOSを出させるというよりも、社会、行政の側から必要な支援として、母親が心穏やかに子育てできる環境を整える施策は欠かせないと思います。

以上のことも押さえていただき、産前産後のサポートの充実としてこれからも進めていただくことを提言させていただき、この質問については終わりいたします。

○議 長

以上で、産前産後サポート事業の充実の質問は終わりました。

次に公立保育施設での使用済み紙おむつの処理についての質問を許可します。

9番 松田君

○9 番

コロナ禍での感染の心配や衛生上の問題もあり、保育施設で園児が使用した紙おむつは保護者が持ち帰るというルールを見直す自治体が増えてきております。使用済み紙おむつの持ち帰りについては、子どもの体調管理も目的の1つとされておりますが、根拠なく続けている自治体もあるそうです。また、持ち帰りは保護者の負担になるほか、新型コロナやノロなどのウイルス感染も含め、衛生面での懸念もあります。

ここで当局にお伺いいたします。

近隣自治体及び当町の現状として、公立保育施設での使用済み紙おむつの処理の対応状況はどうなのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

使用済み紙おむつの処理についてご質問をいただきました。

町内の公立保育園では、湯崎保育園、しらとり保育園、日置保育園の3園は、1歳児、2歳児の紙おむつを保護者に返還し、家庭で処理していただいております。また、大量に使用済み紙おむつが出るゼロ歳児を受け入れている白浜保育園では、平成25年度より園で処理しております。当時、ゼロ、1、2歳児が40人と多く、個人ごとのおむつの仕分け間違いの懸念もあったことから、保護者の要望もあり、おむつの持ち帰りを廃止し、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の使用済み紙おむつを園で週2回の燃えるごみで処理しています。

町内の私立保育園では園で週3回のごみの日に出しております。

隣町の上富田町は公立、私立とも園で処分しているようです。公立保育園が多い田辺市などでは保護者に返還し家庭で処分をお願いしているようでございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

使用済み紙おむつを処理することになった場合、予算確保も考えなければなりません。処理に対して費用としてどのぐらいかかる見通しになるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

保育園で処理する場合には、基本的に週2回の燃えるごみで処分することになると考えられますが、費用面につきましては、ごみの回収の日までストックする容器の費用と、夏場等に臭い対策で収集回数を増やすこととなりますと、収集業者と個別の契約になり、別途費用がかかることとなります。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ケースによっては医者に見せるべきと考える心配な便もあり、使用済み紙おむつを保護者に渡すこともあるかと思えます。そういったケース以外は、感染対策の点からも持ち帰らず、保育士さん等の処分に対する業務負担、保管場所や処分方法の対策を考え、原則保育施設で処分することができないかと考えますが、当局の見解について、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

紙おむつは保育している間に、1歳児で1日に3枚から4枚交換するため、使用済み紙おむつの量は1日1袋ぐらいになるので、ごみ回収日には3袋から4袋と多くなり、重く、ごみ集積場まで遠い保育園もあり、運ぶ作業は職員の負担になると思われれます。町としましては、現在のそれぞれの保育園の状況に応じた運用方法がございまして、ご理解賜りたいと思えます。今後、保護者の意見を聞きながら運用していきたいと考えています。

○議 長

9番 松田君

○9 番

この課題については、当局の答弁にもあったように、保護者のご意見等を聞きながら町が

運営する公立保育園として今後どのように対応をしていくのか等の検討をし、ある一定の方向性を見いだす必要もあるかと考えます。

冒頭にも述べさせていただきましたが、コロナ禍による感染症の心配や衛生面での課題もあり、全国的にも使用済み紙おむつの持ち帰りをやめる自治体も増えてきております。そういった点も踏まえていただき、時代に即した対応を進めていかれることを提言させていただきます、この質問については終わりいたします。

○議 長

以上で、公立保育施設での使用済み紙おむつの処理についての質問は終わりました。

次に、带状疱疹予防接種助成事業についての質問を許可します。

9番 松田君

○9 番

带状疱疹は、体の片側に水ぶくれを伴う赤い斑点が帯状に広がる皮膚の疾患で、強い痛みを伴うことが多く、症状は三、四週間ほど続きます。また、50歳以上では、带状疱疹を発症した約2割の方が、带状疱疹後神経痛と呼ばれる長期間にわたる痛みが続くこともあるそうです。带状疱疹を発症されている患者さんも、中高年はもとより若者世代も含め、年々増加傾向にあり、コロナ禍によるストレスも原因の1つではないかと言われています。また、带状疱疹の発症は、心筋梗塞や脳卒中のリスクを増加させることも知られています。

ここで当局にお伺いいたします。

全国的に带状疱疹を発症されている患者さんの増加傾向もありますが、当局の見解を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま松田議員より、带状疱疹に関するご質問をいただきました。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが原因で引き起こされる疾患であり、体内に潜伏していた水ぼうそうウイルスが、加齢や過労、ストレスによって免疫力が低下し、再び活性化することにより発症するものです。

症状としましては、一般的には初めに神経痛のような痛みが起こり、その後、水ぶくれを伴う赤い発疹が帯状に現れ、徐々に痛みが強くなり、それらが3週間から4週間ほど続くとされています。日本の成人のおよそ9割が带状疱疹の原因となるウイルスを持っていると言われ、50代から発症率が高くなり、80歳までにおよそ3人に1人が带状疱疹になるとも言われております。

町としましても、带状疱疹が全国的に増加傾向にあり、議員がおっしゃられていたように、コロナ禍におけるストレスもその要因の1つと考えられているということは認識してございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

近隣市町の費用助成状況について、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

近隣市町でのワクチン接種費用の助成状況について答弁させていただきます。

田辺西牟婁圏域の実施状況といたしまして、上富田町、すさみ町では現在のところ助成事業の実施はされてございません。田辺市が今年度、令和4年度より、65歳及び70歳の方を対象に、お一人につき接種1回までで4,000円を上限として助成を行う事業を開始しているところでございます。

○議 長
9番 松田君

○9 番

带状疱疹の予防接種は自己負担で受けることになっており、病院により費用はまちまちですが、従来型生ワクチン1回接種型では約9,000円、2回接種型での不活化ワクチンでは1回につき2万2,000円ほどかかり、料金も高額になります。当町も带状疱疹予防接種の重要性、必要性を広く町民に周知することを目的の1つとして捉え、田辺市のような带状疱疹予防接種の助成事業を実施すべきと考えますが、当局の見解について答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、国が接種を勧奨し、市町村が接種を行う定期接種ではなく、個人が希望して接種する任意接種であり、費用も全額自己負担となるところでございます。接種費用の助成につきましては、予算の伴うこともございますが、医療機関との協議等も必要であるため、時間をかけて検討していく必要があると考えております。

しかしながら、带状疱疹ワクチンについての周知につきましては、まだ不十分であると考えておりますので、まずはそれらを町民の皆様を知っていただく取組から行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長
9番 松田君

○9 番

全国的にも带状疱疹を発症されている患者さんも年々増えてきており、带状疱疹発症でのリスクの軽減としてワクチンの接種は有効であると言われております。しかし、接種したくとも、料金が高額なこともあり、特に年金暮らしの高齢者などは予防接種の必要性を認識してもちゅうちょしてしまうことも考えられ、接種率の増加も望めないと思います。そういった経済的なことも考えた施策として、接種に対しての助成金は有効であると考えます。

以上のことを提言させていただき、私の一般質問を終わります。

○議 長

带状疱疹予防接種助成事業についての質問が終わりました。

以上をもって、松田君の一般質問を終わります。

それでは、これをもって一般質問を終結いたします。

(2) 日程第2 選挙第7号 白浜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議 長

日程第2 選挙第7号 白浜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。
事務局長から案件を朗読いたします。

番外 事務局長 濱口君

○番 外(事務局長)

選挙第7号を朗読した。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたい
と思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

資料を配布してください。

(資料配布)

○議 長

ただいまから、指名いたします。

選挙管理委員には、垣本 朝時君、宮前 博君、牛島 安二君、川井 照夫君、以上の4
名の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方々を白浜町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ござ
いませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました垣本 朝時君、宮前 博君、牛島 安二君、川井
照夫君が白浜町選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員には、辻 政信君、青山 茂樹君、田井 郁也君、岩城 祐朗君、以上の4
名の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方々を白浜町選挙管理委員補充員と定めることにご異議ござ
いませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました辻 政信君、青山 茂樹君、田井 郁也君、岩城

祐朗君が白浜町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名いたしました順序にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま指名した順序のとおり決定いたしました。

本日はこれをもって散会し、次回は6月21日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 正木 秀男は、14時37分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和4年6月17日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員